

## 山梨県コンクリート圧縮強度試験に係る試験機関認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山梨県の土木工事に関するコンクリート圧縮強度試験の試験機関について、認定制度を設けることにより、県が発注する土木工事に使用するコンクリートの品質の確保を図り、もって県が発注する土木工事の適正な執行に寄与することを目的とする。

### (認定基準)

第2条 試験機関の認定は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に行うこととする。

- (1) 山梨県内に本店及び試験場が所在していること。
- (2) 日本工業規格(JIS規格)に定めるコンクリート圧縮強度試験(JIS A 1108)を行うことができること。
- (3) 前号について、認証機関により ISO17025 の認定又は登録を受けている試験機関であること。

### (認定の申請)

第3条 認定を受けようとする試験機関は、「コンクリート圧縮強度試験」試験機関認定申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、知事に申請しなければならない。

- (1) 試験場及び試験設備概要書(別記様式第2号)
- (2) 前条第3号の認証機関により認定された認定証等の写し
- (3) 登記簿謄本
- (4) 財務諸表の写し
- (5) 職員名簿(氏名、専従又は常駐状況、資格及び経験年数等を記載したもの)及び資格証等の写し

### (審査及び認定)

第4条 知事は、前条に定める認定の申請があったときは、提出された書類を審査し、立入検査を行い、認定の可否を決定するものとする。

2 前項の認定の可否については、遅滞なく申請者に通知するものとする。

### (有効期間)

第5条 認定の有効期間は、認定日から2年以内とする。

### (変更等の届出)

第6条 認定を受けた試験機関(以下「認定試験機関」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく申請事項変更届(別記様式第3号)を知事に提出するものとする。

- (1) 名称、代表者の氏名又は事業所の所在地の変更
- (2) 認定試験機関を休止又は廃止した場合

(検査及び指示)

第7条 知事は必要があると認めるときは、職員に立入検査を行わせ、認定試験機関に対し改善の措置を指示することができる。

(認定の取消)

第8条 知事は認定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すこととする。

(1) 第2条に規定する要件を欠くに至った場合

(2) 不正な手段により認定を受けた場合

(3) 信頼性に欠ける試験をし、又は試験成績表を提出した場合

2 前項の規定より、知事が認定を取り消したときは、遅滞なくその理由を示して、認定試験機関に通知するものとする。

(附 則)

1 この要綱は、平成31年3月8日から施行する。

2 この要綱の施行前に、既に認定を受けている試験機関に係る第5条の有効期間は、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号

「コンクリート圧縮強度試験」試験機関認定申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者  
住所又は所在地  
氏名 印

コンクリートの圧縮強度試験に係る試験機関の認定を受けたいので、山梨県コンクリート圧縮強度試験に係る試験機関認定要綱第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

別記様式第 2 号

試験場及び試験設備概要書

1. 名 称
2. 所在地
3. 試験設備機器一覧表

申請事項変更届

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者  
住所又は所在地  
氏名 印

〇〇年〇月〇日付け、技管第〇〇号により認定を受けた試験機関に係る申請事項に変更があるので、山梨県コンクリート圧縮強度試験に係る試験機関認定要綱第 6 条の規定により次のとおり届け出ます。

1. 変更事項
2. 変更年月日
3. 変更理由